白い森おぐに総合文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和８年９月２９日

小国町教育委員会教育長　今　秀之

小国町教育委員会規則第　４　号

白い森おぐに総合文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則

（目的）

第１条　この規則は、白い森おぐに総合文化センターの設置及び管理に関する条例（令和８年小国町条例第１７号。以下「条例」という。）第１４条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用時間）

第２条　白い森おぐに総合文化センター（以下「総合文化センター」という。）の使用時間は、午前９時から午後１０時までとする。ただし、小国町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第３条　総合文化センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1)　月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日とする。

(2)　祝日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日とする。

(3)　１月１日から１月３日まで及び１２月２９日から１２月３１日まで

（使用の申請）

第４条　条例第５条の規定により総合文化センターの使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公共施設予約システム(以下「予約システム」という。)に必要事項を入力、送信することにより教育委員会に申請しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りではない。

（使用の許可）

第５条　教育委員会は、条例第５条の規定により使用の許可をしたときは、白い森おぐに総合文化センター使用（減免）許可書（様式第１号）により申請者に通知するものとする。

（許可条件の変更等の申請）

第６条　条例第５条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係る内容を変更又は取消しようとするときは、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。（使用料の減免）

第７条　条例第９条の規定により使用料を減免する場合の基準は、次の各号に掲げるところによる。

(1)　小国町（以下「町」という。）又は教育委員会が主催又は共催する事業で使用するとき　免除

(2)　町が構成員又は事務局となっている機関・団体が主催する事業で使用するとき　免除

(3)　町内の保育園及び小中学校の活動で使用するとき　免除

(4)　町内の高等学校の学校教育活動で使用するとき　免除

(5)　障害者団体が主催する事業で使用するとき　免除

(6)　その他、教育委員会が特に必要と認めたとき　教育委員会が必要と認めた額

2　使用料の減免を受けようとする者は、予約システムによりあらかじめ教育委員会に申請しなければならない。

3　前２項の規定は、公の施設の相互利用に関する協定について準用する。この場合において、第１項中「町」とあるのは「長井市、白鷹町、飯豊町」と、「町内」とあるのは「長井市内、白鷹町内、飯豊町内」と読み替えるものとする。

（使用の取消し等）

第８条　教育委員会は、条例第７条第１項の規定により使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は退去させるときは、その旨を使用者に通知しなければならない。

（施設又は設備の変更禁止等）

第９条　使用者は、施設の現状を変更し、又は特別の設備を設けてこれを使用してはならない。ただし、教育委員会に申請し、その許可を受けた場合は、この限りでない。

（委任）

第１０条　この規則に定めるもののほか、総合文化センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

様式第１号

白い森おぐに総合文化センター
使用（減免）許可書

整理No.＿＿＿＿

令和　年　月　日　　付申請があった、
白い森おぐに総合文化センターの使用について、
次のとおり許可します。

小国町教育委員会　印

申請者
住 所
氏 名

使用の目的						入場予定人員				
使用日時		（　　曜日）　時　分から 時　分まで								
使用室名		ホール			活動スペース	和室	スタジオ	ギャラリー		計
		全面	半面	ステージ						
使用料金	基本料									
	追加料									
	冷暖房料									
	計									
使用料合計		円						領収印		
参考事項 使用条件		1，使用の際は係員の指示に従い会場の準備をすること。 2，使用後の後始末は完全に行い事務室に報告すること。 3，上記の使用料金を納付してください。 4，その他白い森おぐに総合文化センターの設置及び管理に関する条例を順守すること。								